# 独立役員届出書

### 1. 基本情報

会社名	株式会社遠藤照明 コード 69								
提出日		2025/6/4	異動(予定)日		2025/6/25				
独立役員届出書の 提出理由 2025年6月25日開催予定の定時株主総会において、取締役及び監査役の選任 案が付譲されるため。									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

#### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
田力	Ψ 3		伍工区员	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	大利的谷	同意
1	土屋 郁子	社外取締役	0													0	新任	有
2	山葉 隆久	社外取締役	0													0	新任	有
3	村井 潤	社外監査役	0													0		有
4	奥澤 望	社外監査役	0													0	新任	有
5																		

#### 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

	<u>低立反員♥/周日 医日年田♥加切</u> I	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		土屋郁子氏は、一般株主との利益相反のおそれもなく、事業会社の法務部門の要職に 就き、高度な専門知識に加え、他の事業会社でも監査役としての豊富な経験を有して おり、客観的・中立的な立場から職務を遂行していただけると判断し、当社独立役員 として指定しております。
2		山葉隆久氏は、一般株主との利益相反のおそれもなく、電子部品、特に半導体産業の 事業会社での豊富な経験と幅広い見識の他、その他事業会社での取締役等の経験を有 しており、客観的・中立的な立場から職務を遂行していただけると判断し、当社独立 役員として指定しております。
3		村井潤氏は、一般株主との利益相反のおそれもなく、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、食品会社及び金融機関において社外監査役及び員外監事としての経験も有していることから、客観的・中立的な立場から職務を遂行していただけると判断し、当社独立役員として指定しております。
4		奥澤望氏は、一般株主との利益相反のおそれもなく、事業会社での経歴に加え、監査 法人での豊富な経験と公認会計士、税理士としての資格を有し、企業会計、税制に精 通していることから、客観的・中立的な立場から職務を遂行していただけると判断 し、当社独立役員として指定しております。
5		

## 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
  ※2 役員の属性についてのチェック項目
  a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  b. 上場会社又はその子会社の非業務執行を即会社会計参与(社外監査役の場合)
- - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

  - 6. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先(f. g及びいのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
  ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
  ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。